

学校教育法の一部を改正する法律案（第一百十二回国会閣法第三九号）

要旨

本法律案は、臨時教育審議会の答申を受け、高等学校の多様化・弾力化等を図ろうとするものであり、その主な内容は、次のとおりである。

- 一、定時制課程及び通信制課程と連携できる技能教育施設の指定について、現在文部大臣が行っているものを都道府県の教育委員会が行うようにすること。
- 二、定時制課程及び通信制課程の修業年限について、現在「三年以上」であるものを「三年以上」にすること。
- 三、この法律は、昭和六十四年四月一日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時教育審議会の答申を受け、高等学校の多様化、弾力化を図るため、定時制課程及び通信制課程の修業年限を現在の「三年以上」から「三年以上」に改める

とともに、これらの課程と連携できる技能教育施設について現在文部大臣が行っている指定を都道府県の教育委員会に行わせようとするものであります。

委員会におきましては、勤労青少年の負担過重と教育水準の低下を来さない修業年限の弾力化、技能連携制度の適正な運用、勤労青少年や障害児に対する修学奨励措置、定時制・通信制高校の教師の処遇、単位制高校のあり方とその条件整備、学校教育と生涯学習の関係等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

次いで、質疑を終局することを決定いたしました。

討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して粕谷委員より反対の討論が、自由民主党を代表して林委員より賛成の討論が、日本共産党を代表して佐藤委員より反対の討論がそれぞれ行われ、採決の結果、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、学級編制、教職員定数の改善等五項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告いたします。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案（第百十二回国会
閣法第四五号）

要旨

本法律案は、臨時教育審議会及び教育職員養成審議会の
答申を受けて、教員の資質の保持と向上を図るため、教員
免許制度を改善しようとするものであり、その主な内容は
次のとおりである。

一、大学院修士課程修了程度を基礎資格とする「専修免許
状」を新設することにより、学部卒業程度を基礎資格と
する「一種免許状」、短期大学卒業程度を基礎資格とす
る「二種免許状」と併せ、普通免許状の種類を三種類に
改めること。

なお、これに伴い、高等学校の教諭の一級免許状、二
級免許状をそれぞれ専修免許状、一種免許状に改めると
ともに、小・中・盲・聾・養護学校及び幼稚園の教諭並
びに養護教諭の一級免許状、二級免許状をそれぞれ一種
免許状、二種免許状に改めること。

二、二種免許状を有する教員に、一種免許状取得の努力義
務を課すとともに、十五年間の教員在職年数のみで一級

免許状を取得できる特例措置を廃止し、大学等における
単位修得を義務付けることとする。

三、社会人を教員として活用するため、次の措置を講ずる
こととする。

1 学士の称号、担当教科の専門的知識・技能、社会的
信望等を有する者に対し、都道府県教育委員会が、任
命権者の推薦及び教育職員検定により「特別免許状」
を授与できる制度を創設すること。

なお、特別免許状は三年以上十年以内の範囲内で都
道府県教育委員会が定める期間、当該都道府県内での
み有効であることとする。

2 都道府県教育委員会の許可により、免許状を有しな
い者も、教科の領域の一部に係る事項等を担任する非
常勤講師として、授業等ができる制度を新設すること。

3 大学卒業後の免許状の取得を容易にするため、大学
が設置する一年間の「教職特別課程」で単位を修得し、
一種免許状又は専修免許状を取得することができるこ
ととする。

4 既に教職課程の認定を受けている大学が、教職課程
の認定のない大学において修得した単位を、教科に関

する専門教育科目の単位として個人ごとに認定できることとし、免許状の授与を受けようとする者は、その単位を含めて免許状の授与を受けることができることとする。

四、普通免許状を取得するために、大学において修得が必要な教職に関する専門教育科目等の単位数を引き上げること。

五、中学校または高等学校の普通免許状については、教育職員免許法に規定する免許教科のほかに、教育職員養成審議会の意見を聴いて、文部省令で定める免許教科についても授与できることとする。

六、以上の改正に伴い、教育職員検定により、他の種類の普通免許状を取得する要件についても、所要の改正を行うこと。

七、この法律は、昭和六十四年四月一日から施行すること。ただし、大学等における最低修得単位数の引き上げについては、昭和六十五年度入学者から適用すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、臨時教育審議会の答申を受けて、教員の資質の保持と向上を図るため、教員の免許制度を改善しようとするものであります。

その主な内容は、第一に、大学院修士課程修了者のための専修免許状を新設することにより、普通免許状の種類を三種類に改めること。第二に、社会人を教員として積極的に活用するため、専門的知識・技能、社会的信望等を有する者に特別免許状を授与する制度と、免許状を有しなくても非常勤講師として教科の領域の一部を担任することができる制度を創設すること。第三に、免許状を取得するために、大学において修得が必要な単位数を引き上げること、そのほか、二級免許状を所有する教員が十五年間の教員在職年数のみで一級免許状を取得できる特例措置を廃止すること、大学卒業者が免許状を取得しやすくなるため、大学での一年間の教職特別課程で免許状を取得できる制度を創設することなどであります。

委員会におきましては、専修免許状について新設の是非と処遇上の扱い、特別免許状や非常勤講師制度の運用方針等社会人活用のあり方、「大学における教員養成の原則」と「開放制の原則」の堅持の必要性、教員養成大学の整備

充実策、その他、文部行政のあり方に関する諸問題について熱心な質疑が行われました。また、参考人の意見も聴取いたしました。これらの詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑終局を決した後、討論に入りましたところ、日本社会党・護憲共同を代表して粕谷委員より反対、自由民主党を代表して林委員より賛成、日本共産党を代表して佐藤委員より反対の討論がそれぞれ行われました。

次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、教職員の協力体制の支障にならないような運用の必要性など六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。

著作権法の一部を改正する法律案（第百十二回国会閣法第四六号）

要旨

本案の主な内容は、次のとおりである。

一、著作隣接権の保護期間を現行の二十年から三十年に延

長すること。

二、国内のレコード製作者が外国製のレコードの原盤の提供を受けて作成した商業用レコードを他の者が複製・頒布することを処罰できる期間について、現行の二十年を三十年に延長すること。

三、著作権等を侵害する行為によって作成されたビデオソフト等のいわゆる海賊版を海賊版と知りながら頒布の目的をもって所持する行為について、著作権を侵害する行為とみなし、罰則の対象とすること。

四、この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、実演、レコード等の著作隣接権の保護期間を現行の二十年から三十年に延長するとともに、ビデオソフト等の海賊版を頒布の目的をもって所持する行為を著作権の侵害とみなすものであります。

委員会におきましては、参考人の意見を聴取するととも

に、著作隣接権の保護期間のあり方、近年の複写複製機器の発達に伴う新たな課題、視聴覚障害者が著作物を適切に利用するための方策、著作権思想の普及などの諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、隣接権条約への早期加入など六項目から成る附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。